

定 款 抜 粹

(招 集)

- 第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、随時必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、副理事長がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発する。
 - 4 前項の招集通知は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続の省略)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、副理事長を議長とする。

(決議の方法)

- 第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第14条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。